

「神戸市体育施設条例施行規則の一部改正」について（概要）

1. 改正の趣旨

- (1) 個人使用を行う者が、神戸市立体育施設条例第4条第1項、第2項により市長の許可を受ける際の手続きに関する記述を見直すため。
- (2) 神戸市立港島南球技場において、神戸市立体育施設条例第6条による附属設備の使用料の金額を定めるため。

2. 改正案の概要

(1) 第8条の文言の修正

個人使用の場合において、競技場及び体育室の使用を許可するときに限って指定管理者が使用日時を指定できるとする記述を削除します。

※なお、体育館の運用の変更はありません。

(2) 別表第1（第9条関係）の附属設備使用料の追加

夜間照明の設備使用料について、下記のとおり規定します。

夜間照明設備	全面	1時間	6,000円
	半面		3,000円

※1時間に満たない場合は、1時間として計算する。

3. 施行予定日

令和3年10月頃

※なお、規則第8条の施行は令和4年4月の予定